

2. 申告に必要なもの

令和6年1～12月の収入・経費・控除の金額が分かるものをお持ちください。不備がある場合は再来場していただく場合があります。

全ての方	申告者の本人確認書類(マイナンバーカードなど)、口座番号が分かるもの(通帳など) 親族が代理で申告する場合、申告者と代理人の本人確認書類(マイナンバーカードなど) ※本人・親族以外が来場する場合、事前に市民税課へお問い合わせください。
事前集計 営業・農業・不動産収入があった方	収支内訳書や収支メモ ※収支が分かる仕入・売上などの帳簿類、必要経費の領収書などを 科目ごとに必ず事前に集計してお持ちください。 ※平成26年1月から記帳・帳簿などの保存が義務化されています。
給与・年金収入があった方	給与・年金の源泉徴収票 ※給与の源泉徴収票がない方は、給与明細書など収入が分かるもの。
雑所得があった方	収入額を証明するもの(支払調書など)と必要経費の書類
社会保険料を支払った方	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の領収書、国民年金保険料の控除証明書、任意継続健康保険料の納付証明書など ※納付書や口座振替で納めている社会保険料は、申告しないと社会保険料控除を受けられません。
生命保険料・地震保険料を支払った方	保険会社から交付を受けた生命保険料、地震保険料の控除証明書 ※火災保険料は、保険料控除の対象になりません。
寄附金控除の対象となる寄附をした方	寄附した団体から交付を受けた寄附金の受領証明書など
ご自身や扶養親族に障がいがある方	本人や扶養親族の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
扶養控除、専従者控除を申告する方	扶養親族、配偶者、専従者のマイナンバーカード(お持ちの方のみ)
事前集計 医療費などを支払った方	「医療費控除の明細書」または「医療費のお知らせ」 ※支払った医療費について、「医療を受けた方」・「病院など」ごとに集計した明細書を必ず事前に作成してください。なお、医療保険者から交付された「医療費のお知らせ」をお持ちいただければ明細書への記入を省略することができます。 ※セルフメディケーション税制を受ける方は、「セルフメディケーション税制の明細書」と健康診断の結果通知表などもお持ちください。 ※インフルエンザなどの予防接種や健康診断の費用は、医療費控除の対象外です。

福島税務署 確定申告書作成会場

■ところ/アオウゼ 大活動室

(曾根田町1-18 MAXふくしま4階)

■とき/2月17日～3月17日 午前9時15分～午後4時

(土・日曜日、祝日を除く。3月2日(日)は開設)

※この期間、税務署内には申告書作成会場を設けていません。

※「入場整理券」が必要です。配布枚数には限りがあり、なくなり次第終了します。

●LINEアプリで入場整理券のオンライン発行
オンライン事前発行ができます。はこちら▶



●入場整理券の当日発行

午前8時50分～9時：1階南側入り口

午前9時～：4階南側エレベーター前

■問/福島税務署 ☎534-3121(代表)

税理士による「確定申告および税」の無料相談会

所得税・相続税・贈与税など、税についての相談
※面接相談のみ(完全予約制、相談時間30分)。

■ところ/福島税務相談所

森合町14-29(福島県税理士会館内)

■とき/2月13日～3月10日

午前10時～午後4時(土・日曜日、祝日を除く)

■申し込み/2月5日(水)から電話で(先着順)

午前9時30分～午後4時30分

(土・日曜日、祝日を除く)

■問/東北税理士会福島支部 ☎534-3907



1. 個人市・県民税申告相談受け付け会場と日程

期日	受け付け会場	時間	
2月	6日(木)	もちずり学習センター	午前9時30分～午後3時
	7日(金)	西学習センター	午前9時30分～午後3時
		土湯温泉町支所	午前10時～午後2時
	10日(月)	吉井田支所	午前9時30分～午後3時
	12日(水)	吾妻学習センター本館	午前9時30分～午後3時
	13日(木)		
	14日(金)		
	17日(月)	立子山支所	午前9時30分～午後3時
		大波多目的集会所	午前9時30分～午後3時
	18日(火)	杉妻支所	午前9時30分～午後3時
	19日(水)	信夫学習センター	午前9時30分～午後3時
	20日(木)		
	21日(金)		
	25日(火)	飯坂支所	午前9時30分～午後3時
26日(水)	蓬萊学習センター分館	午前9時30分～午後3時	
27日(木)			
28日(金)			
3月	3日(月)	松川支所	午前9時30分～午後3時
	4日(火)		
	5日(水)		
	6日(木)	アオウゼ(MAXふくしま4階)	午前9時30分～午後3時
	7日(金)	多目的ホール	
	10日(月)	清水支所	午前9時30分～午後3時
	11日(火)	茂庭多目的集会所	午前10時～午後2時
	12日(水)	信陵支所	午前9時30分～午後3時
	13日(木)	渡利支所	午前9時30分～午後3時
	14日(金)	北信支所	午前9時30分～午後3時
17日(月)			

※終了時刻30分前までにお越しください。

※申告期間中、市民税課職員は各申告会場へ出向いているため、市役所市民税課窓口での申告は受け付けていません。

●待ち時間短縮のため、福島市イベント予約システムによる事前予約をご利用ください。

※事前予約をしていない場合は、番号札配布により申告を受け付けます。

●会場内の混雑を避けるため、郵送による申告にご協力ください。

郵送による申告方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

予約フォーム
2月会場分▶



予約フォーム
3月会場分▶



市ホームページはこちら▶



⚠**ご注意ください**

**次の方は、市の会場では受け付けできません
左記、福島税務署の開設会場をご利用ください**

- ◆土地や建物を売った譲渡所得(国・県・市への売却を除く)がある方
- ◆準確定申告の方(亡くなった方の申告)
- ◆株式の譲渡や損失繰越などがある方
- ◆所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を申告する方
- ◆地震などの自然災害による雑損控除を申告する方
- ◆青色申告の方
- ◆令和5年分以前(過年度)の確定申告をする方

※その他、申告の内容により福島税務署を案内する場合があります。

※なお、営業・農業・不動産所得がある方で確定申告をする場合は、福島税務署の会場のご利用をお願いします。

市民の皆さんから納めていただく税金は、まちづくりのための貴重な財源です。また、申告書は市・県民税、国民健康保険税、介護保険料、給付金や各種手当などの算定の基礎資料になります。申告が必要な方は、忘れずに申告をお願いします。

■問/市民税課 ☎525-3792 ☎525-3712